

○美しい村と快適な生活環境を守る条例

平成27年12月18日

条例第25号

美しい村と快適な生活環境を守る条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 禁止行為等（第8条—第15条）

第3章 啓発及び村民活動の促進（第16条・第17条）

第4章 補則（第18条—第20条）

附則

白馬村は、雄大な北アルプス白馬連峰の麓、たぐいまれな山岳景観と、四季折々の豊かで美しい自然に恵まれた山間の村です。

先代住民は、風雪に耐え、厳しい自然環境の中で生活をしていましたが、美しい山岳景観を求めて登山客やスキー客が大勢訪れるようになり、今日では、観光を主産業とする世界水準のリゾート地を目指す村となりました。

このような時代の流れの中で、人口は増加し、また海外からの観光客の増加などによって、ニーズの多様化やモラルの低下を招き、社会規範を無視した行動やルール理解不足によるトラブル、いわゆる迷惑行為が増加する結果となっています。

白馬村村民憲章では、「美しい山河を守り住みよい村をつくりましょう」「白馬の土と人を愛し来訪者をあたたかく迎えましょう」と謳っています。白馬村は、村民憲章の精神を尊重して、関係する全ての人々が幸せを感じて快適に過ごせる村づくりを目指すために、ここに社会の一員として守るべきルールを定めた条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、本村が山岳観光地として美しく良好な環境を有していることに鑑み、基本理念並びに村、村民等、土地所有者等及び事業者それぞれの責務を明らかにするとともに、モラル向上とマナー遵守のために必要な事項を定めることにより、快適な生活環境の確保を図り、もって良好な環境の保全及び創造に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 美しい村と快適な生活環境の確保は、次に掲げる基本理念に基づき推進するものとする。

- (1) 村民と白馬村を訪れる人は、それぞれ他人を思いやり、お互いが快適に安心して過ごせる山岳観光地を目指し、モラルの向上に努めるものとする。
- (2) 村、村民等及び事業者が相互に協力し、自分たちの村は自分たちの手で美しくすることを目標に、清潔で美しい白馬村をつくる。
- (3) 本村を訪れる人を気持ちよく迎えるために、地域を美しく手入れする「もてなしの村づくり」に努め、豊かな地域社会を形成する。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 村民等 本村に居住し、勤務し、若しくは通学し、又は本村に滞在し、若しくは本村を通過する者をいう。
- (2) 土地所有者等 村内に土地又は建物を所有し、占有し、又は管理する者をいう。
- (3) 事業者 本村で事業活動を行う法人、団体及び個人をいう。
- (4) 深夜 午後10時から翌日の午前6時までをいう。
- (5) 花火 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第2条第2項に規定する玩具煙火をいう。
- (6) 公共の場所等 道路、河川、公園、広場その他の公共の用に供される場所及び自己以外の者が所有し、占有し、又は管理する場所をいう。

- (7) 喫煙 たばこを吸うこと及び火のついたたばこを所持することをいう。
- (8) 飼い犬等 人が飼育し、又は管理する犬、猫その他の動物をいう。
- (9) 自動車等 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車及び道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第1条第2項に規定する第2種原動機付自転車をいう。
- (10) 放置 自動車等が正当な権原に基づき置くことを認められた土地以外の場所に相当の期間にわたり置かれていることをいう。
- (11) 空き家等 村内に存する建築物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地をいう。
- (12) 広報等 広報はくば、白馬村行政公式ホームページ及びケーブルテレビ白馬をいう。

（村の責務）

第4条 村は、この条例の目的を達成するため、迷惑行為のない快適で良好な生活環境の確保に必要な施策を計画的に実施しなければならない。

2 村は、村民等、土地所有者等及び事業者に対して、迷惑行為がない快適で良好な生活環境を確保することに関し理解を求め、前項に規定する施策の周知を図るとともに、自主的な取組の促進を図る責務を有する。

（村民等の責務）

第5条 村民等は、自らモラル向上とマナー遵守に努め、迷惑行為のない快適で良好な生活環境の確保に努めるものとする。

2 村民等は、この条例に定める禁止行為の防止について理解を深めるとともに、この条例の目的を達成するために実施する村の施策に協力しなければならない。

（土地所有者等の責務）

第6条 土地所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地又は建物及びその周辺環境の環境美化に努めるとともに、この条例の目的を達成するために実施する村の施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、その事業活動によって良好な生活環境を損なうことのないように努めなければならない。

2 事業者は、この条例に定める禁止行為の防止について理解を深めるとともに、村民等に周知を図るなど、この条例の目的を達成するために実施する村の施策に協力しなければならない。

第2章 禁止行為等

(空き缶等の投棄等禁止)

第8条 何人も、空き缶、空き瓶、ペットボトル、たばこの吸い殻その他の廃棄物を投棄し、又は放置してはならない。

(深夜の花火禁止)

第9条 何人も、深夜において、花火をしてはならない。

(路上スキーの禁止)

第10条 何人も、道路において、スキーやスノーボードをし、又はこれらに類する行為をしてはならない。

(歩行中の喫煙及び飲酒の禁止)

第11条 何人も、公共の場所等において、歩行中に喫煙してはならない。

2 何人も、道路において、歩行中に飲酒をしてはならない。

(飼い犬等のふんの放置禁止)

第12条 何人も、飼い犬等のふんを公共の場所等に放置し、又は投棄してはならない。

(酒類の提供禁止)

第13条 酒類の提供を伴う飲食店は、午前2時を過ぎて営業を行ってはならない。

(自動車等の放置禁止)

第14条 何人も、自動車等を放置し、若しくは放置させてはならない。また、これを放置し、若しくは放置させようとする者に協力してはならない。

(空き家等の適正管理)

第15条 空き家等を所有し、占有し、又は管理する者は、当該空き家等が次の各号のいずれかに該当する状態にならないよう、適正に管理しなければならない。

- (1) 草木の繁茂、害虫の発生又は野良犬や野良猫の住みかになること等により、当該空き家等周囲の生活環境に支障を及ぼす状態
- (2) ごみの不法投棄を誘発し、又は犯罪若しくは火災の発生を誘発するなど、村民等の生活環境に支障をきたす状態
- (3) 空き家等が倒壊し又は空き家等に用いられた建築資材が飛散若しくは剥落により、人の生命、身体又は財産に危害を及ぼすおそれがある状態
- (4) 前各号に掲げるもののほか、周囲の良好な生活環境を著しく損なう状態

第3章 啓発及び村民活動の促進

(啓発活動)

第16条 村は、迷惑行為のない快適で良好な生活環境を確保するため、広報等による啓発活動その他の施策を関係機関と連携して実施するものとする。

(村民活動の促進)

第17条 村は、村民等、土地所有者等及び事業者によるモラル向上とマナー遵守に関する自発的な活動を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

第4章 補則

(指導又は勧告)

第18条 村長は、第8条から第15条の規定に違反した者に対し、当該違反行為を中止し、又は是正するために必要な指導又は勧告をすることができる。

(命令)

第19条 村長は、前条の規定による指導又は勧告を受けた者が、正当な理由なく村長の指導又は勧告に従わないときは、その者に対し、当該指導又は勧告に従うよう命ずることができる。

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、
村長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(白馬村をきれいにする条例の廃止)

2 白馬村をきれいにする条例（平成9年条例第1号）は、廃止する。